

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成30年8月10日

県南広域振興局長 細川 倫史

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 トライアル北上店 北上市村崎野22地割135番地1ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成29年6月19日

オ 変更の理由 代表取締役の交代のため

(2) 届出年月日 平成30年7月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び北上市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社トライアルカンパニー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 トライアル水沢姉体店 奥州市水沢上姉体村三丁目2番1号ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成29年6月19日

オ 変更の理由 代表取締役の交代のため

(2) 届出年月日 平成30年7月27日

(3) 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所